

福祉 CHIRIA

一見すると孫とおばあちゃんのような、若衆宿(P.0特集本文参照)の寮生とデイサービスを利用しているお年寄り。福祉コンビニの室内では、居眠りする寮生スタッフに利用者が毛布を掛けるなんていう逆転の風景もしばしば見られます。「ウチの利用者は、寮生スタッフを見るとワタシがしっかりしなきゃと思うらしくて、よく働いてくれるんですよ(笑)。それが元気の秘訣みたいなんですよね」と、施設長の原さんは笑う。



スローな生き方だからこそ発見できるものもある。
前へ進みたい引きこもり・ニートの助走の場がここにある。

引きこもり・ニートの人たち、
みんな集まれ!

人と触れ合い必要とされる事の楽しさ、大げさに言えば生きがいみたいなものが埋もれている宝の山。引きこもり・ニートが社会へ出るサポートをしているニュースタート事務局は、まさにそんな宝の山なのです。

「1歩踏み出して外に出る勇氣さえあれば、新しい自分や失っていた自分に出会えるかもしれない」...もと引きこもり、もとニートの先輩たちは、経験者だからこそ言える、現実味を帯びた言葉で語ってくれます。

世代を超えて立場を超えて様々な人たちが集まり、足りないところを補い合う。そんなどこか懐かしくも新しいコミュニティの実現は、夢の世界ではなく、近い将来の話です。

(本誌4ページへと続く)

特集 2.3

どうなる障害者のくらし
障害者自立支援法のポイント解説
なかまネット 岸 恵子

特集 4.5

スローな優しさから生まれた
再出発の可能性を感じる場所
NPO法人 ニュースタート事務局

- 県社協ニュース 6
- 情報フラッシュ 7
- 当店こだわりの
一品シリーズ(9) 8
- たびたちの村 BISHA



障害者自立支援法のポイント解説

中核地域生活支援センター なかまネット
地域総合コーディネーター 岸 恵子

どうなる障害者のくらし

障害者福祉を大きく変える障害者自立支援法が2005年10月31日に成立しました。障害が重ければ重いほど負担が重くなる法の内容を知り、障害を持つ当事者や家族、関係者は「応益負担はやめてほしい」「慎重な審議をしてほしい」という声を全国各地であげました。しかし、これらの動きはあまりマスコミ等で報じられることも無く、いったん廃案になった法律がほとんど内容を変えずに特別国会に再提出され成立。この4月から施行されることになりました。障害者自立支援法の理念がいかに素晴らしくとも、福祉サービス等の財源を皆で負担し支えあう」という国庫負担削減が一番大きな狙いであることは明らかです。

サービスや事業内容がどう変わるのか

【平成18年10月からの給付】 重度訪問介護

これまでの支援費制度では、施設支援事業」と「居宅介護事業」の2つに分類されていましたが、自立支援法では、大きく「介護給付」「訓練等給付」「地域生活支援事業」の3つに分類されます。また、これまで知的障害、身体障害、精神障害の3障害へのサービスが別々に提供されていましたが、今後は3障害を区別せず約60種類、70種類あった事業や施設が3体系約20種類に簡素化されることとなります。(表1)

重度の障害者に、自宅で入浴・排泄・食事などの介助や外出時の移動の補助
重度障害者等包括支援
常時介護が必要な人に福祉サービスを包括的に提供

共同生活介護(ケアホーム)
共同生活の場で、主に夜間に行われる入浴・排泄・食事の世話等
療養介護
医療の必要な障害者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理・介護など生活介護
常時介護が必要な人に施設で入浴・排泄・食事の介護を提供
施設入所支援

障害者自立支援法によって障害者の生活はどう変わるうとしているのでしょうか。詳しい内容は省令で定められることになっており、国からの情報も小出しに出されてくる状況です。現在わかっていることで

介護給付

訓練等給付

【平成18年4月からの給付】
居宅介護(ホームヘルプ)
自宅での入浴・排泄・食事などの介助
行動支援
行動が困難で常に介護が必要な人に、介助や外出時の移動の補助(知的障害者・精神障害者への行動支援)
児童デイサービス
障害児の療育・集団生活への適応訓練

【平成18年4月からの給付】
共同生活援助(グループホーム)
地域で共同生活を営む障害者の相談や日常生活上の援助

【平成18年10月からの給付】
自立訓練(機能・生活)
身体機能・生活能力向上のため一定期間行う訓練
就労移行支援
就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施

サービスや事業の内容がどう変わるのか

利用の仕組みがどう変わるのか
負担の仕組み、低所得者に対する減免とはどのようなものなのか
についてできるだけわかりやすく説明します。

就労継続支援(雇用型・非雇用型)
通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会を提供し、知識・能力向上のための訓練を行う
このような変化の中で、重度の障害を持つ人たちのケアホームが制度化されたことは、ある程度評価できます。しかし、厚生労働省の示している内容が、共同生活を営むべき住居

障害者自立支援法の理念がいかに素晴らしくとも、福祉サービス等の財源を皆で負担し支えあう」という国庫負担削減が一番大きな狙いであることは明らかです。

今回「介護給付」にくくられた部分は将来、介護保険制度との統合が予定されているサービスをまとめたものと見ることが出来ます。

【平成18年10月からの給付】
自立訓練(機能・生活)
身体機能・生活能力向上のため一定期間行う訓練
就労移行支援
就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施

障害者自立支援法によって障害者の生活はどう変わるうとしているのでしょうか。詳しい内容は省令で定められることになっており、国からの情報も小出しに出されてくる状況です。現在わかっていることで

介護給付

訓練等給付

サービスや事業の内容がどう変わるのか

利用の仕組みがどう変わるのか
負担の仕組み、低所得者に対する減免とはどのようなものなのか
についてできるだけわかりやすく説明します。

就労継続支援(雇用型・非雇用型)
通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会を提供し、知識・能力向上のための訓練を行う
このような変化の中で、重度の障害を持つ人たちのケアホームが制度化されたことは、ある程度評価できます。しかし、厚生労働省の示している内容が、共同生活を営むべき住居

障害者自立支援法の理念がいかに素晴らしくとも、福祉サービス等の財源を皆で負担し支えあう」という国庫負担削減が一番大きな狙いであることは明らかです。

今回「介護給付」にくくられた部分は将来、介護保険制度との統合が予定されているサービスをまとめたものと見ることが出来ます。

【平成18年10月からの給付】
自立訓練(機能・生活)
身体機能・生活能力向上のため一定期間行う訓練
就労移行支援
就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施

障害者自立支援法によって障害者の生活はどう変わるうとしているのでしょうか。詳しい内容は省令で定められることになっており、国からの情報も小出しに出されてくる状況です。現在わかっていることで

介護給付

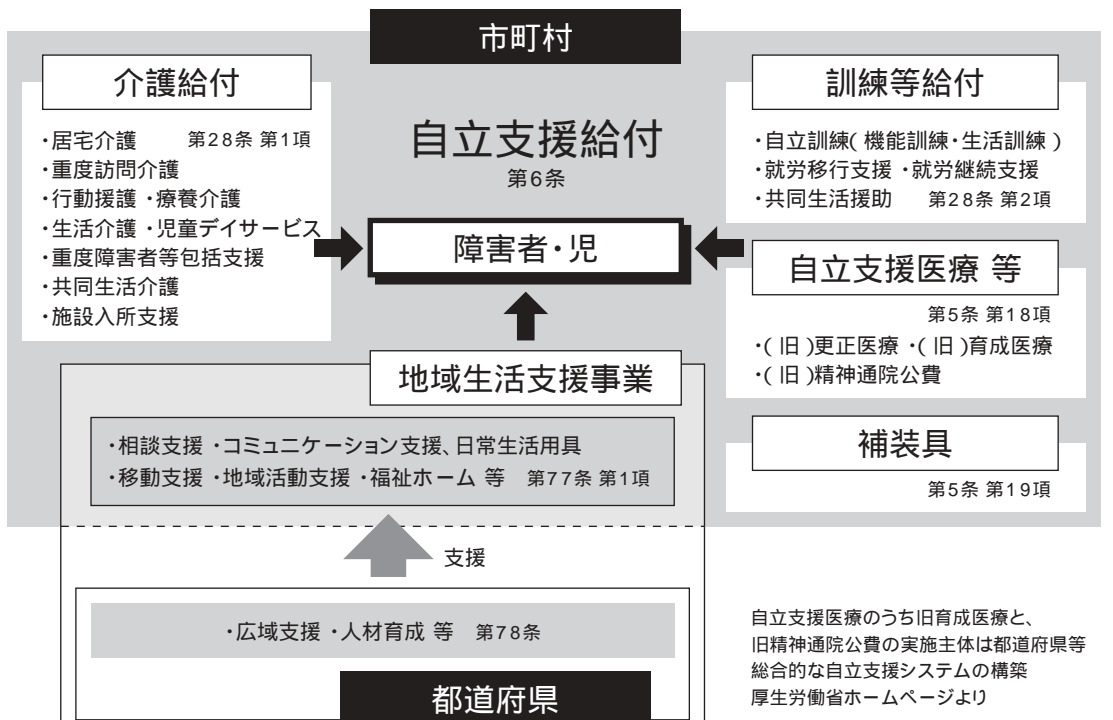
訓練等給付



サービスや事業の内容がどう変わるのか

利用の仕組みがどう変わるのか
負担の仕組み、低所得者に対する減免とはどのようなものなのか
についてできるだけわかりやすく説明します。

(表1) 総合的な自立支援システムの構築



自立支援医療のうち旧育成医療と、旧精神通院公費の実施主体は都道府県等総合的な自立支援システムの構築厚生労働省ホームページより

立支援医療「補装具」も1割負担となり、表1のすべてをまとめて1割負担ではないということです。加えて市町村が行う「地域生活支援事業」については、1割の応益負担を徴収するところやこれまで通り収入に応じて負担を徴収するところや市町村が負担するところなど様々です。移動支援や手話通訳派遣事業などが1割の応益負担になれば所得の少ない障害者の生活は更に苦しいものになります。

国は、新しい体系へ移行させサービスの支給に地域間格差をなくすとしています。その理由として「介護給付」や「訓練等給付」の事業は国が義務的経費として定率の負担をする、仮に予算不足が生じた場合には補正予算などで追加し必要な支援ができる、としています。一方「地域生活支援事業」は、義務的経費ではなく、裁量的経費になっており、市町村はこれらの事業をどんどんやっても良いが、国からの予算の追加はない」ということになっていきます。「地域生活支援事業」にくくられたサービスはどれも必要なものばかりです。関係者の間では市町村格差が生まれるであろうと懸念されています。

地域生活支援事業

【平成18年10月から開始】
相談支援：福祉サービスの利用援助。
障害児・者及びその介護者からの

相談に応じる(無料)

コミュニケーション支援：手話通訳等派遣事業

日常生活用具の給付：重度障害者に
対し日常生活用具の給付貸与

移動支援

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動介護(個別支援型・グループ支援型・車庫移送型)

地域活動支援センター

従来のデイサービス、地域生活支援センター、小規模作業所等が行っていた活動を想定。創作活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業で市町村が柔軟に事業を実施
福祉ホームその他居住支援
入居支援

利用の仕組みがどう変わるのか

障害者自立支援法では「介護給付」「訓練等給付」を利用したいときにサービス利用申請を市区町村にし、障害程度区分を認定する審査を受けなければなりません。障害程度区分が決まってから勘案事項調査・利用の意向が聞かれる仕組みです。障害当事者の実態が調査や認定に正しく反映されることが望まれます。

相談

市区町村または相談支援事業者に相談します。相談支援事業者とは、都道府県の指定を受けた事業所で、申請の前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整を行うことです。

申請

住んでいる市区町村にします。現在施設に入所している人は入所前に住んでいた市区町村に申請します。現在の生活や障害の状況についての調査が行われます。

審査・判定

全国共通調査106項目による1次判定(調査員による訪問調査結果をコンピュータに入力)を受け、障害程度区分の認定を受けます。介護給付には、更に市町村審査会による2次判定があります。これは、1次判定結果と医師の診断書、訪問調査で記入された特記事項に基づいて行われ、その後障害程度区分の認定を受けます。

認定・通知

サービスの支給量などが決まり通知され受給者証が交付されます。契約

サービスを利用する事業者を選び、契約を結びます。相談支援事業者には、相談支援専門員(ケアマネジメント従事者)が配置され、サービス利用計画を作成してもらったこともできます。(無料)



負担の仕組み、低所得者に対する減免とはどういふものか

平成18年4月より、福祉サービスを利用してかかった費用の1割を自己負担することになります。ただし負担上限額が利用者本人の属する世帯の収入に応じて4区分に分かれています。

生活保護：0円

低所得1：市町村民税非課税世帯

であって、障害者又は障害児の保護者の収入が

80万円以下であるもの

15,000円

低所得2：市町村民税非課税世帯
24,600円
一般：37,200円

このように減免ができるのは市町村民税非課税世帯からです。世帯の中に一人でも課税される人がいると減免対象にはなりません。減免には申請が必要です。申請がなければ一般世帯と認定されます。4月からの減免を受けるためにはおおよそ3月初めまでに申請する必要があります。

また、施設での食事、入所施設の日用品費、水光熱費、医療、個室費など全額自己負担になります。入所施設の場合は食費月額48,000円、光熱水費10,000円が標準で、これ以上でも以下でもよいとされています。限定的に所得が低い人を対象に、さらに負担を軽減する措置(個別減免、社会福祉法人減免、補足給付)が設定されています。グループホーム、入所施設での個別減免を受けるためには、低所得1・2で一定の資産のない人が対象になります。(預貯金350万円以下であること・本人名義の不動産がないこと・高価な貴金属、株券などを保有していないことなどの条件あり)

この他に、同世帯で障害者福祉サービス、介護保険サービスを受けている人が複数おり、その合計額が負担上限額を超えた場合は、申請することによって高額障害福祉サービス費として払い戻しを受けることができます。

最後に、育成医療(18歳未満)、更生医療(18歳以上)、精神通院医療が一本化され自立支援医療となります。育成医療や更生医療は、これまで所得に応じた応能負担でした。

また、精神通院医療は5パーセントの自己負担でしたがすべて原則1割負担となります。申請することで所得に応じた負担上限額が適応されます。入院時の食事代も全額患者負担となります。負担が増えるために受診抑制をして障害が重くなるのが危惧されます。

障害者の暮らしと私たちの暮らし

福祉サービスは、ある特定の限られた人のもではありません。ある日私たちは障害を持つかも知れない、身内に障害のある子どもが生まれるかも知れない、そして私たちは間違いない年を取ります。元気に年を重ねることが出来る人もいますが、多くは何らかの障害を持つことになり、その時自分は福祉サービスを買うための重い負担に耐えられるだろうかと不安になります。

障害者自立支援法によってケアマネジメントが制度の中に組み込まれました。マネジメントしてもらえるほど地域にはサービスがありません。地域に創っていく取り組みが必要です。今後自立支援法では、サービスの実施主体が市町村に三元化され、市町村は「障害福祉計画」を策定することを義務づけられています。地域の障害者の実態やニーズを把握し、障害を持つ当事者も参画した計画が策定されることが望まれます。障害者の暮らしを応援する取り組みは私たちみんなが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための取り組みでもあります。



四国お遍路47番札所にて

スローな優しさから生まれた 再出発の可能性を感じる場所



引きこもりやニートの若者たちは、前へ進めない自分をけつして肯定してあげられない！
少なくとも、ニュースタート事務局に関わる彼らはそうだと感じました。
考えながらゆっくりゆっくり進みたい。そんな彼らが集まるニュースタート事務局とは???

連絡先

NPO法人 ニュースタート事務局
〒279-0011 浦安市美浜1-3-1006
TEL 047-307-3676
FAX 047-307-3687
E-mail : newstart@mua.biglobe.ne.jp
URL : http://www.new-start-jp.org

ほっとする雰囲気がり のデイサービス



我が家のような雰囲気の「行徳センター」

芸をしたりするのが、この施設の日常風景なんです。ゆっくり自分のペースでお年寄りや接する若者たちと、その若者たちに自分の孫のように接する利用者たち。福祉コンビニは、お世話をする側とされる側という関係ではなく、スタッフも利用者も同じ視線で過ごせる場であり、双方の居心地の良さに満たされた空間です。そう、これこそが「NPO法人 ニュースタート事務局」が展開する仕事体験塾の二環なのです。

ニュースタート事務局の誕生

色とりどりの包装紙で作られた作品で飾られた賑やかな部屋。何やらアットホームな雰囲気のそこは、東京メトロ東西線・行徳駅から徒歩15分の場所にある、福祉コンビニ「行徳センター」です。
福祉コンビニでは、お年寄りが日帰りで入浴や食事、ゲームなどをしてゆっくり過ごす「デイサービス」を提供しています。しかし、ここにはデイサービスを提供するいわゆるケアセンターとはちょっと違った雰囲気が漂っています。施設を利用している高齢者のみなさんと同じくらいの人数の若者がいて、一緒に食事をしたり手

1993年に始まりました。不登校や引きこもりの若者たちに、イタリア・トスカナ地方にある農園で、農業と共同生活を体験させる「ニュースタート・プロジェクト」が、事務局の活動の原点となります。その後99年に引きこもりの若者たちが共同生活を送る寮として、若衆宿(事務局の通称はMR)ミーティング・ルームを立ち上げ、同年NPO法人として認可を受けました。
現在、国内外に10カ所のMRがあります。ニュースタート事務局では、

この「若衆宿(MR)」と「訪問部隊」、「仕事体験塾」の3つの活動を、「引きこもり・ニート解決の3点セット」として、引きこもりで悩む若者を救うべく様々な活動を展開しています。

きっかけはコレー 訪問部隊

引きこもりの若者に、気持ちのわかる第三者として接触を試みるのが、レンタルお兄さん・お姉さん(訪問部隊)の役割です。25名の男女が、北海道から九州まで、手紙やメール、直接の訪問を根気よく続けることで、90%の若者と直接会えるようになります。

仲間のいる暮らしー若衆宿



食堂は寮生の団らんの場

国内には、行徳を中心とした5カ所、海外には、マニラ、ローマ、シドニーにMRがあり、100名弱の若者たちが共同生活をしています。MRでの暮らしは、起床や就寝時間、食事の時間や余暇の過ごし方が基本的に自由で、束縛感はありません。寮生たちは、そんな比較的自由な生活の中で、同じ引きこもりの経験を持つ仲間たちに時に誘われ、時に励まされながら徐々に心を開いていきます。サークル活動やイベント、仕事体験塾への参加等は、あくまで本人の自主性に任されています。

社会への助走の場ー仕事体験塾

仕事体験塾は、ニュースタート事務局の進化の形であり、着実に成果を生みだしています。提供される「仕事」の場は、実に様々。ニュースタートの拠点である行徳には、前述のデイサービスのほかに、喫茶店の「縁側」、普段料理の店「マンマ」、IT事業部「タウン」などがあります。MRの寮生たちは、それぞれの場で思い思いのシフトで働いています。

こうした体験で、やりがいや楽しみを発見することができた寮生が、学んだ事をいかして実社会へ羽ばたいていくことも少なくないようです。



寮生の食事は、「マンマ」で



「入寮して2カ月なので、仕事はまだまだ。でも、友達が出来て嬉しいです」
喫茶店「縁側」で働く 峯崎さん

ユニークなイベントの数々

ニュースタート事務局では、年間を通してほかにたくさんさんのイベントや活動を行っています。

03年から始まった「Slow Walk Shikoku 88 四国お遍路」は今やニュースタートの看板とも言えるユニークなイベントです。引きこもりの若者たちが1400kmにおよぶ道のりを歩き、仲間や地元の人との交流を通じて自分の生き方を考えるイベントで、これまでに100名近くの若者が参加しています。今年も春(3月12日)と秋の2回開催される予定です。

去る2月10日(金)には、いとこの日として東京都内で「ニート祭り」が開催されました。当日はコスプレの若者たちが山手線を一周し、ニートをテーマにしたトークライブが行われました。

どちらのイベントも、途中参加OK(お遍路は春のみ途中参加可)という間口の広さが、まずは参加してもらうことが大事なことというニュースタートの精神を反映しているように思えます。ほかに、MRでの生活を垣間見られる鍋会や、テーマパークツアー、講演会など数え切れないほどの催しを行っています。



2006年「ニート祭り」



保育園「子育て長屋船橋」

「開かれた家族」の形を実現

ニュースタート事務局の活動のひとつに、NPO法人「子育て長屋船橋」があります。04年に保育園としてNPO法人化した保育園で、0〜3歳の幼児10数名を預かっています。スタッフの植島さんは、「保育園が入っているビルの2階以上は高齢者向けの賃貸住宅になっていて、園児と高齢者、MRの寮生等いろいろな人がコミユニケーションを図れるような施設になれば」と話してくれました。

この、ひとつの建物内に高齢者住宅や保育園、デイサービス施設等が入った形態を、ニュースタート事務局では都市型「雑居福祉村」と呼んでおり、農村を舞台にした「雑居福祉農業村」とともに、今後世界88カ所に展開していきたいとしています。世界のあちこちに、世代や立場の違う人たちが協力しあって暮らす場所が生まれる...それは夢物語ではなく、代表の二神氏率いるニュースタート事務局の掲げる目標であり、実現されるのはそう遠い未来のことではなさそうです。

「引きこもりからの脱出のカギとは...」



「ここに来る人たち(寮生)はよく、自信がないのでやらないと言うんですが、自信はやったからこそつくものなんですよね。失敗は確実に成長につながるし、取り返しのつかない事なんてそうそうあるものじゃないんですから。」
福祉コンビニ・行徳センター 所長の原さん



「6年間引きこもっていた当時の自分は、全ての物事において100点を目指していましたが、ここに来て失敗してもありだという気持ちになれました。1人で考えているとどうしても後ろ向きの考えになってしまう。外に出るまでの壁は高いけれど、一度乗り越えられれば道は必ず開けるんです」
ニュースタート事務局 スタッフの守岡さん

BOOK



『「引きこもり」から「社会」へ ~それぞれのニュースタート~』
荒川 龍 著(学陽書房 刊)
定価1,575円(税込)
かつて学生や社会人だった6人の引きこもり経験者、引きこもりの息子をもつ母親、そして引きこもる若者を引き出そうと奮闘するスタッフ(「レンタルお姉さん」として活動)から寄せられたメッセージ。



『希望のニート ~現場からのメッセージ~』
二神能基著(東洋経済新報社 刊)
定価1,575円(税込)
ニート対策の現場のプロが描いた若者たちの実像を、ニートたちへの誤解、親たちとの関係、向き合い方、ニートが担う希望といった様々な視点で捉えている。

そして、引きこもりの若者と
ともに悩む家族には...

「家族だけで考え解決しようとするケースが多いですが、出口が見えなくてどうしようもなくなった時には、第三者的な団体に頼ることも一案だと思います。まずは、家族が開かれなくては引きこもりから脱出するのは難しい」と言います。

社会福祉協議会では修学資金の貸付による就学支援を行っています。高校や大学などの授業料や入学金の支払いなどにご利用いただけます。

貸付の内容

貸付限度額

- ・修学費
 - ①高校 月35,000円以内
 - ②短大・専修・高専 月60,000円以内
 - ③大学 月65,000円以内
- ・就学支度費
 - ①~③共通 500,000円

返済期間

学校卒業後原則10年以内

貸付利子 無利子

連帯借受人 1名必要

連帯保証人 原則1名必要

くわしくはお住まいの市町村社会福祉協議会または民生委員へご相談ください。

千葉県社会福祉協議会 ☎043-245-1551

千葉県移送サービス連絡会が発足しました！

連絡会の趣旨

千葉県内では、高齢者や身体に障がいを持つ方などの公共交通機関を利用しての移動が困難な方に対して外出支援を行うことを目的に、有償でボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会など100程度の民間非営利団体が福祉車両等を使用した移送サービスを実施しています。

2004年3月16日、国土交通省や厚生労働省はこのような有償サービスや介護保険・支援費制度による乗降介助、通院送迎を法的に位置づけるため、道路運送法第80条に基づく許可基準(通称ガイドライン)を策定しました。

これによると、ひきつづき有償でサービスを実施するには、国土交通省から道路運送法による許可を得る必要があります。許可取得に向かつて積極的に動く団体と、情報不足で方向性が見出せない団体などが出てきています。

このような現状もあって、移送サービス団体の横のつながりを作り、情報交換や学習によってレベルアップを図ることをめざし、平成17年6月、移送サービス団体の東金テアさわやか(猪野裕子さん)と千葉県社会福祉協議会を呼びかけ人として「千葉県移送サービス連絡会」が立ち上がりました。

千葉県移送サービス連絡会が取り組む内容について

定例会(3ヶ月に1回程度)を開催し団体・個人の情報交換を行う。
研修会(運転者講習会等)を開催し県内全体のレベルアップを図る。
会員名簿等を作成し他のサービス事業者の情報を得ておくことにより自らの事業所では対応困難な利用者について事業所紹介や斡旋を可能にする。
年会費は現在のところ無料。
その他、移送サービスの向上のために必要な協議や事業を行う。

*連絡会の当面の事務は千葉県社会福祉協議会がバックアップする。

今年度は6月、10月、2月に定例会を開催しました。現在までに全体的な取り組みとしては次の内容が考えられています。



平成17年度移送サービス運転協力者講習会について

連絡会として初めて主催した移送サービス運転協力者講習会については、千葉県の後援と千葉県自動車練習所に会場協力をいただき、講師に千葉県警と東京ハンディキャップ連絡会の伊藤事務局長ほかインストラクターをむかえて開催し、計60名の方全員に修了証書を授与されました。平成18年度も講習会シリーズに応えるために3回程度の開催を検討しています。

現在、連絡会の参加者は51団体・個人にのぼりますが、今後さらに参加者の拡充をめざし、中核となる幹事会を中心に規約の作成をおこなうなど、参加者が主体的に自分達が必要とする内容を自分達の手で企画・開催していくことが重要です。千葉県移送サービス連絡会の参加については千葉県社会福祉協議会HPで随時募集していますので、ぜひ関係者の皆様のご参加をお待ちしております。

移動の自由はその人らしい暮らしを叶えるうえで欠かせないものです。そのような利用者のために二つの団体のつながりを深め、こちらを合わせ移送サービスの輪をひろげましょう！



気軽にご相談ください

社会福祉施設経営相談

福祉施設の運営にまつわる法律問題や会計税務、労務についての相談に応じています。事前に電話かメールでご連絡ください。

	法律相談	会計相談	労務相談
4月	12(水) 26(水)	3(月) 17(月)	5(水) 19(水)
5月	10(水) 24(水)	1(月) 15(月)	8(月) 17(水)
6月	14(水) 28(水)	5(月) 19(月)	7(水) 21(水)
7月	12(水) 26(水)	3(月) 18(火)	5(水) 19(水)
8月	9(水) 23(水)	7(月) 21(月)	2(水) 16(水)
9月	13(水) 27(水)	4(月) 19(火)	6(水) 20(水)

時間はいずれも午前10時～正午までです
《千葉県社会福祉施設経営相談室》
直通電話 ☎043(245)4450
不在のときは ☎043(245)1103
専用メールアドレス
soudansitsu@chibakenshakyō.com

福祉のしごと体験(インターンシップ) 研究検討会議が春休みにスタート!



千葉県社会福祉協議会では、平成16年度に菜の花コミュニケーションプランを作成し、福祉人材確保の一貫として長期的な視野に立った人材養成としてインターンシップの検討に取り組むこととなった。

現在、小学校から大学まで、多くの学校でインターンシップを導入し始め、社会福祉施設も社会のニーズに対応すべく、受け入れているところだが、ボランティアの受入から専門職の養成実習まで多くの実習を抱えており、内容等が重なり合っており、受入方法等の

「福祉でまちづくり」に参画しませんか？ 千葉県社会福祉協議会 賛助会員募集！

千葉県社会福祉協議会では、県民のあらゆる福祉ニーズに応えるため、県民のみならずと協働して地域福祉活動を進めています。

さらに私たちの活動を広げていくためには、地域を構成する企業・団体等幅広い分野からの主体的な参加を必要としています。しかし、賛助会員として私たちと活動している方はまだまだ不足しています。

ぜひ、本会賛助会員として各種事業の連携や財政的支援にご協力いただき、ともに千葉県の「福祉でまちづくり」に参画してください。

賛助会費

法人会員 50,000円以上

個人会員 10,000円以上(ともに年額)

詳しくは...

千葉県社会福祉協議会総務室総務班
TEL 043-245-1101

<賛助会費はこのように使われています>
本会の法人運営全般にわたる事業及び事務経費等に充当するための資金
新規事業の導入・立ち上げのための資金
事業の企画・広報・啓発のための資金
社会福祉事業に関する調査・研究のための資金 など...

<賛助会員になると>

本会広報誌「福祉CHIBA」の送付や地域福祉への参画のための各種情報を提供します。
本会「事業報告書」等の資料を送付します。
本会が実施する行事・イベント等をご案内します。

「心と心のふれあい、語り合おう ボランティア仲間」

第二十五回千葉県ボランティアの集いが鴨川市を会場に県内各地から二百四十二名が集い開催された。

市民の福祉活動への関心が高まる中、ボランティア活動以外の市民活動への参加が急激に増え、NPO等様々な市民活動団体が活動しており、ボランティア活動への期待やその役割について、原点に戻り、今後の活動やそのあり方について、分科会、自主交流会、記念講演を通して研鑽を深めた。

分科会は「生涯現役頑張れプラチナ時代」・「食育は幼少時から」・「災害時!私たちが何ができるのか」・「ボランティアを受入れる側(施設)」・「ボランティアと社会福祉協議会との関わり」・「若者のひきこもりやニート問題を考える」の六つの分科会で、事例発表をもとに、現在の活動での課題や今後の方向性について熱心な討議が行われた。

二日目の記念講演は、～ぬくもりのある家庭～「地域の会話を広めよう」をテーマに、自ら保護司やボランティアとして活動している講師の一龍齋貞花氏を講師として、活動を通してボランティアの心構えや相手に対する思いやり等についての講演を聞きボランティアの原点について改めて考えさせられた。



～地域の主役は私たち!住民流の地域づくり～ ちから 福祉力セミナーを 開催します



ちから
福祉力とは、私たちが自然に持っている『誰かのために何かしたいと思う気持ちと行動力』をいいます。

本セミナーでは、NHK番組のご近所の底力にも出演された住民流福祉総合研究所代表 木原孝久さんより、ご近所の助けあいを最大限に尊重しながら福祉資源と住民の福祉力を掘り起こすことや、誰もが住みやすい地域づくりとは何かを学びます。

日時

平成18年3月29日(水)10:00～16:10

会場

千葉県労働者福祉センター2階大ホール

主催

千葉県社会福祉協議会

内容

講演 / 「地域の主役は私たち!住民流の地域づくり」

講師 / 住民流福祉総合研究所代表

木原孝久さん

ワークショップ「支えあいマップを作ってみよう」

シンポジウム「住民の福祉力を掘り起こして地域づくりにつなげよう!」

参加対象

社会福祉協議会関係者ほか関心のある方すべて

定員 約300名

参加費 無料

参加申込み

千葉県社会福祉協議会ホームページ

「イベント講座情報」の申込書様式等

をご利用ください。

http://www.chibakenshakyo.com

なお、3月23日(木)までに下記担当へ

お申込みください。

(FAX・E-mailでの申し込み可)

担当

千葉県社会福祉協議会地域福祉推進部

(担当:佐野)

TEL 043-245-1102

FAX 043-244-5201

E-mail:sano@chibakenshakyo.com

モデル化作成の要望が高い。
今回、学生の春休み期間を利用して、受入施設の若手実習担当者として県内大学の学部長から推薦された大学2～3年生の両者の立場からインターンシップのあり方を実際の体験と意見交換を行いながら検討会議を設置することになり、第1回検討会議が2月10日(金)に開催された。
メンバーは次のとおり。
特別養護老人ホーム千寿苑 渡辺佳奈子さん
特別養護老人ホーム明尽苑 西慶二郎さん
介護老人保健施設つばさくららぶ 柴田台地さん
(株)日本医療事務センター 久慈美代さん
淑徳大学社会学部3年 松木美沙子さん
淑徳大学社会学部3年 篠田勇記さん
順天堂大学社会学部3年 佐藤由子さん
順天堂大学スポーツ健康科学部2年 米倉のぞみさん
順天堂大学スポーツ健康科学部3年 前田麻以子さん
城西国際大学福祉総合学部3年 中村直樹さん
城西国際大学福祉総合学部2年 矢野明宏さん
学識経験者として東日本国際大学 矢野明宏さん
運営事務局 県社協福祉サービス事業部人材班
第1回検討会議では、まずは、メンバー全員自己紹介と事前研修として東日本国際大学の矢野明宏先生による「インターンシップの可能性」インターンシップの共通認識を持つ」と題して、先生の慶美会勤務時代に学生ボランティアを受け入れ、福祉系専門学校を経て、学生時代のボランティア経験がよかつたので、施設の職員になりました。」と就職試験にきてくれた経験等を交えながらのユニークな研修となりました。メンバーは徐々に打ち解け、今後の議論が白熱することが期待できた。結果報告は全国や県の各種大会で発表する予定。





君津市

社会福祉法人 教友会
たびだちの村
BISHA



たびだちの村

豊かな自然を活かしたモノ作りに誇りを持って挑む村
香り高いよもぎパンをはじめとするバラエティに富んだパンに
大豆の栽培から手がける無添加の味噌
干支をモチーフにした陶製の鈴等々、
たびだちの村ブランドの製品はどれも味わい深いものばかりです。

山の中にモノ作りする村を発見

山の中ののどかな風景に浮かぶ、青空と一体化しそうなスカイブルーの建物。そこは、君津市にある知的障害者授産施設の「たびだちの村 BISHA」です。知的障害者のみなさんが、労働に誇りを持ち明るく日々を過ごしている場所です。建物とその周辺の作業場を含む広々とした施設の利用者は、現在約40名。隣接する知的障害者の更生施設「たびだちの村・君津」の利用者とともに、「作業」や「生活」を行い、社会の中での自立を目指しています。

BISHAでは、製パン、農耕、木工芸などバラエティに富んだ作業が行われています。利用者は、自分の好きな作業を選び月曜から金曜まで作業を中心とした時間を過ごします。こうして生まれた「たびだちの村ブランド」の製品は、地元のバザーや直売所で売られたり、幼稚園や福祉団体からの注文で作られます。



安全で美味しい食品を一から手作り

製パン班では、春に利用者と一緒にスタッフで摘んだよもぎのペーストを冷凍保存し、年間通してよもぎパンを作っています。よもぎをふんだんに使って作るよもぎパンは、春の香りが口の中いっぱい広がる逸品。ほかにも、メロンパンやパンピングパンなど、たくさん種類の菓子パンや、食パンが作られています。利用者が飽きずに作業をできるようにという配慮から、たくさん種類のパンを作るようになったと言います。また、なるべく利用者の手で作るようにしているというパンは、形がちよっと不揃いなのがご愛敬。

農耕班では、お米や野菜、果物を作っています。自分たちで栽培した大豆を使って作る無添加の田舎味噌や、近隣の提携農家の梅で作る梅干しは、昔ながらの製法で作られた身体に優しい自然食品です。

林産班では、椎茸の栽培と新作りを行っています。一万本を超える原木に収穫時期の異なる菌糸を植え、一年を通じて肉厚で味の良い椎茸を収穫できるようにしています。椎茸栽培の作業のない時には、半端な木材の大きさと形を整える薪作りを行っています。

地元の伝統工芸を守り伝える

木工・陶芸班では、地元の伝統工芸でもある三宝と、干支をモチーフにした陶製の鈴などを作っています。三宝は正月に神棚にあげる木で作られた器のことで、君津が生産シェア全国一位を誇っています。しかし現在では技術の継承者がいなく、BISHAでは地元の伝統工芸を受け継ぐべく受注生産を行っています。

このほかにもBISHAでは、量販店で使用するハンガーのリサイクル作業やボルトを組み立てる作業など、様々な種類の作業が用意されています。個々の利用者が興味を持てる作業を幅広く提供することが、仕事を楽しくむことに繋がっているのです。



いつか旅立つ日を思い描いて



施設長の市川さん

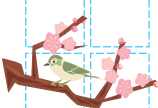
「時間をかけて、ようやく仕事や遊びのメニューをいろいろ用意することが出来ました。利用者は、規則正しい生活に慣れてくると、仕事の準備を前もってしたりということまで自主的に出来るようになります。日々の作業に、「仕事をしている」という誇りを持って取り組んでいるんです。ここにいる人たちはみんな、ほんの少しの援助で社会に出ていける人ばかりなんですよ」と、施設長の市川さんは語ります。

年月をかけて徐々に地域の理解と協力を得られ、研修先になってくれた植木屋さんなどに数件の雇用先が見つかっています。「たびだちの村」の「たびだち」という言葉には、ここで身に付いた事を活かしていつか本当に自立して欲しいという思いが込められています。全ての利用者が旅立つ日を夢見て、スタッフと利用者二人三脚の歩みは続きます。

問い合わせ・販売先

社会福祉法人 教友会 たびだちの村 BISHA
〒299-1113 君津市尾車635-1 TEL 0439-32-2372
<http://www.tabidachi.or.jp>

編集
後記



「人生に目的なんか必要ない。ただの人として楽しく生きる」…ニュースタート事務局の二神代表は著書「希望の二ト」の中でそう語っています。私たちの多くは親や学校から「成績を上げなさい。目的を持ちなさい」と言われ、会社員や主婦になっても少なからず他人と比べたり評価が気になっているのではないのでしょうか。真面目に目的を追及する人ほど躓くと起き上がることも手も抜くこともできず、引きこもりや二ト、さらにうつ病になる可能性もあります。だから引きこもりは単なる労働意欲のない甘えた若者ではありません。

でも大丈夫。苦しいのは自分だけじゃないんです。ニュースタートではテキパキ働かなくていいんです。例えばゆっくりとした時間が流れるデイサービスで引きこもりの「スローな才能」を活かしてください。お年よりはせかされることもなく安心して食事が楽しめます。そうやっているんなら仕事体験をしながら、人との関わりを取り戻し、やりたい仕事を見つけていく。ただの人として楽しく生きる「スローな生き方」って、とても素敵ですっ(S)